

【療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件】  
 ◎療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一・第二（略）</p> <p>第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受ける場合の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察</p> <p>（一） 当該診察は、患者が当該保険医療機関の診療時間以外の時間に診察を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。</p> <p>（二） 当該診察は、医科点数表の第一章区分番号A000の注7、区分番号A001の注5及び区分番号A002の注8並びに歯科点数表の第一章区分番号A000の注7及び注8並びに区分番号A002の注5及び注6に規定する保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察に係る加算の対象となるものであつてはならないものとする。</p> <p>五～八（略）</p> <p>九 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給に関する基準</p> <p>（一） 患者が前歯部の歯冠修復に金合金又は白金加金の使用を希望した場合に限られるものとする。</p> <p>（二） 当該金属歯冠修復に係る費用徴収その他必要な事項を当該保険医療機関内の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。</p> <p>第四・第五（略）</p> <p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品        使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十</p>	<p>第一・第二（略）</p> <p>第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受ける場合の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察</p> <p>（一） 当該診察は、患者が当該保険医療機関の診療時間以外の時間に診察を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。</p> <p>（二） 当該診察は、医科点数表の第一章区分番号A000の注4、区分番号A001の注3及び区分番号A002の注4並びに歯科点数表の第一章区分番号A000の注7及び注8並びに区分番号A002の注5及び注6に規定する保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察に係る加算の対象となるものであつてはならないものとする。</p> <p>五～八（略）        （新設）</p> <p>第四・第五（略）</p> <p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品        使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十</p>

号)の別表に収載されている医薬品(平成二十六年十月一日以降においては別表第一に収載されている医薬品を、平成二十七年四月一日以降においては別表第二に収載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第三に収載されている医薬品

第七(第九 (略)

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(在宅血液透析を行っている患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用する場合には限る。)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析患者に対して使用する場合には限る。)、生理食塩水(在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水(本号に掲げる

号)の別表に収載されている医薬品(平成二十四年九月一日以降においては別表第一に収載されている医薬品を、平成二十五年四月一日以降においては別表第二に収載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第四に収載されている医薬品を、平成二十六年四月一日以降においては別表第六に収載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第三に収載されている医薬品(平成二十五年四月一日以降においては、別表第五に収載されている医薬品を、平成二十六年四月一日以降においては別表第七に収載されている医薬品を除く。)

第七(第九 (略)

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(在宅血液透析を行っている患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用する場合には限る。)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析患者に対して使用する場合には限る。)、生理食塩水(在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水(本号に掲げる

注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。  
。)、ペグビソマンント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理解酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤及び注射用抗菌薬

## 二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

### イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）  
スタリビルド配合錠、イルトラ配合錠HD、イルトラ配合錠

注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。  
。)、ペグビソマンント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤及びアバタセプト製剤

## 二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

### イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）  
グルベス配合錠、リオベル配合錠HD、リオベル配合錠LD

LD、ルナベル配合錠ULD（二回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）及びアゾルガ配合懸濁性点眼液

第十一 (二) (三) (略)

療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 歯科点数表第二章第十三部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う唇顎口蓋裂に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

二 歯科点数表第二章第十三部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハー症候群（鰓弓異常症を含む。）、鎖骨・頭蓋骨異形成、クルーゾン症候群、トリリーチャーコリンズ症候群、ピエールロバン症候群、ダウン症候群、ラッセルシルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ヴィードマン症候群、尖頭合指症、ロンベルグ症候群、先天性ミオパチー、顔面半側肥大症、エリス・ヴァン・クレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維腫症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダーウィリー症候群、顔面裂、筋ジストロフィー、大理石骨病、色素失調症、口・顔・指症候群、メーピウス症候群、カブキ症候群、クリッペル・トレノーネイ・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイツクラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症、骨形成不全症、口笛顔貌症候群、ルビンスタイン・テイビ症候群、常染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の非症候性部分性無歯症

サムチレール内用懸濁液一五パーセント（後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る。）、エジユラント錠二五mg、アイミクス配合錠HD、アイミクス配合錠LD、スタリビルド配合錠、イルトラ配合錠HD、イルトラ配合錠LD、ルナベル配合錠ULD（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）及びアゾルガ配合懸濁性点眼液

第十一 (二) (三) (略)

療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 歯科点数表第二章第十三部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う唇顎口蓋裂に起因した咬合異常の手術前後における療養であつて歯科矯正の必要が認めらるる場合

二 歯科点数表第二章第十三部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハー症候群（鰓弓異常症を含む。）、鎖骨・頭蓋骨異形成、クルーゾン症候群、トリリーチャーコリンズ症候群、ピエールロバン症候群、ダウン症候群、ラッセルシルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ヴィードマン症候群、尖頭合指症、ロンベルグ症候群、先天性ミオパチー、顔面半側肥大症、エリス・ヴァン・クレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維腫症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダーウィリー症候群、顔面裂、筋ジストロフィー、大理石骨病、色素失調症、口・顔・指症候群、メーピウス症候群、カブキ症候群、クリッペル・トレノーネイ・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイツクラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症、骨形成不全症、口笛顔貌症候群、ルビンスタイン・テイビ症候群、常染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症又は六歯以上の非症候性部分性無歯症

チャージ症候群、マーシャル症候群、下垂体性小人症、ポリエツクス症候群（クラインフェルター症候群）又はリング18症候群に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三（略）

第十二～第十五（略）

別表第一（改正内容略）

別表第二（改正内容略）

別表第三（改正内容略）

に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三（略）

第十二～第十五（略）

別表第一（略）

別表第二（略）

別表第三（略）

別表第四～七 削除

## 別表第1

## 第1部内用薬

品名	規格単位
(あ)	
Ⓔ アイロクール錠 10	10mg1錠
Ⓔ アイロクール錠 20	20mg1錠
Ⓔ アスクール錠 50	50mg1錠
アスタージス錠 2 mg	2mg1錠
アデコック錠 30 mg	30mg1錠
アテネコリン—M錠 7.5 mg	7.5mg1錠
アテネレン錠 2 mg「ツルハラ」	2mg1錠
Ⓔ アムロジピンOD錠 2.5 mg「タイヨー」	2.5mg1錠
Ⓔ アムロジピンOD錠 5 mg「タイヨー」	5mg1錠
アムロジピン内用ゼリー 2.5 mg「タナベ」	2.5mg1包
アムロジピン内用ゼリー 5 mg「タナベ」	5mg1包
Ⓔ アルフロシン錠 0.5 mg	0.5mg1錠
アントブロンLカプセル 45	45mg1カプセル
アントブロンシロップ小児用 0.3 %	0.3%1mL
(い)	
イブプロール錠 10 mg	10mg1錠
イブプロール錠 20 mg	20mg1錠
(う)	
ウガコールドライシロップ 0.5 %	0.5%1 g
Ⓔ ウルサミック錠 50	50mg1錠
Ⓔ ウルサミック錠 100	100mg1錠
Ⓔ ウルデナシン錠 50	50mg1錠
Ⓔ ウルデナシン錠 100	100mg1錠
(え)	
エクセミド散 20 %	20%1 g
エクセミド錠 100 mg	100mg1錠
エボス錠 1 mg	1mg1錠
Ⓔ エリカナルカプセル 250	250mg1カプセル
L—グルタミン顆粒「ヒシヤマ」	99%1 g
塩酸タムスロンシロップ 0.1「OHARA」	0.1mg1カプセル
塩酸タムスロンシロップ 0.2「OHARA」	0.2mg1カプセル
(お)	
オーネズミン細粒 90 %	90%1 g

Ⓔ オーレキシンドライシロップ 50 %小児用	500mg1 g
(か)	
カルニアチンS錠 25	25単位1錠
カルニアチン錠 50	50単位1錠
カルビキノンカプセル 5 mg	5mg1カプセル
カルボシステイン錠 500 mg「タイヨー」	500mg1錠
(く)	
グリミラン錠 20 mg	20mg1錠
グリミラン錠 40 mg	40mg1錠
(け)	
Ⓔ ケイサミン錠 250 mg	250mg1錠
ケントンカプセル 200 mg	200mg1カプセル
(こ)	
ゴスペール・レバール腸溶錠 100 mg	100mg1錠
Ⓔ コレリット錠 5 mg	5mg1錠
Ⓔ コレリット錠 10 mg	10mg1錠
(さ)	
サイモチンS錠 25	25単位1錠
サイロフト錠 50 mg	50mg1錠
サラズルファピリジン腸溶錠 500 mg「タイヨー」	500mg1錠
(し)	
Ⓔ シーシーエルカプセル 250 mg	250mg1カプセル
シブキサノン錠 100 mg	100mg1錠
シブキサノン錠 200 mg	200mg1錠
Ⓔ シブセロン錠 20	20mg1錠
ジャックマール錠 5	5mg1錠
ジャックマール錠 10	10mg1錠
シンバスタチン錠 20 mg「OHARA」	20mg1錠
(す)	
Ⓔ スピロラクトン錠 25 mg「タナベ」	25mg1錠
スプラタストシル酸塩カプセル 50 mg「タナベ」	50mg1カプセル
スプラタストシル酸塩カプセル 100 mg「タナベ」	100mg1カプセル
(せ)	
Ⓔ 精製水「ORY」	10mL
セオアニン錠 50	50mg1錠
Ⓔ ゼグミューラー錠 20 mg	20mg1錠

Ⓔ セフジニルカプセル 50 mg「タナベ」	50mg1カプセル
Ⓔ セフジニルカプセル 100 mg「タナベ」	100mg1カプセル
Ⓔ セフジニル小児用細粒 10 %「タナベ」	100mg1 g
Ⓔ セフポドキシムプロキセチル錠 100 mg「タナベ」	100mg1錠
セブレチン錠 1 mg	1mg1錠
Ⓔ セボキシム錠 100 mg	100mg1錠
セレスナット錠 30 mg	30mg1錠
セレスナット錠 60 mg	60mg1錠
センノサイド錠 12 mg「サワイ」	12mg1錠
(そ)	
ソアレジン錠 250 mg	250mg1錠
Ⓔ ソルイルビン錠 80	80mg1錠
(た)	
Ⓔ タップラミン錠 5 mg	5mg1錠
Ⓔ タップラミン錠 10 mg	10mg1錠
タムスロンOD錠 0.1 mg	0.1mg1錠
タムスロンOD錠 0.2 mg	0.2mg1錠
Ⓔ 単シロップ「ORY」	10mL
(ち)	
チアパストンカプセル 5 mg	5mg1カプセル
チアパストンカプセル 10 mg	10mg1カプセル
チアメロンカプセル 5 mg	5mg1カプセル
チアメロンカプセル 10 mg	10mg1カプセル
チアメロン顆粒 2 %	2%1 g
チザニジン錠 1 mg「タナベ」	1mg1錠
(て)	
テイガスト内服液 10 %	10%1mL
デトメファン錠 15 mg	15mg1錠
Ⓔ テラセフロン細粒 100 mg小児用	100mg1 g
(と)	
Ⓔ ドナシン錠 0.5 mg	0.5mg1錠
Ⓔ ドナシン錠 1 mg	1mg1錠
Ⓔ ドナシン錠 2 mg	2mg1錠
Ⓔ ドナシン錠 4 mg	4mg1錠
ドネベジル塩酸塩OD錠 3 mg「タイヨー」	3mg1錠
ドネベジル塩酸塩OD錠 5 mg「タイヨー」	5mg1錠
Ⓔ ドネベジル塩酸塩錠 3 mg「タイヨー」	3mg1錠

㊞	ドネベジル塩酸塩錠 5 mg 「タイヨ-」	5mg1錠
	トランドラプリル錠 0.5 mg 「OHARA」	0.5mg1錠
	トランドラプリル錠 0.5 mg	0.5mg1錠
	トランドラプリル錠 1 mg	1mg1錠
	トリアゾラム錠 0.125 mg 「タナベ」	0.125mg1錠
	トリアゾラム錠 0.25 mg 「タナベ」	0.25mg1錠
㊞	ドルナリン錠 20 μg	20μg1錠
㊞	ドルナリン錠 40 μg	40μg1錠
	トロンヘイム錠 50 mg	50mg1錠
	ドンペリドン錠 5 mg 「タナベ」	5mg1錠
	(に)	
㊞	ニザチジンカプセル 75 mg 「OHARA」	75mg1カプセル
㊞	ニザチジンカプセル 150 mg 「OHARA」	150mg1カプセル
㊞	ニザトリックカプセル 75 mg	75mg1カプセル
	ニザトリック錠 150 mg	150mg1錠
	ニソミナード錠 5 mg	5mg1錠
	ニソミナード錠 10 mg	10mg1錠
	ニチカイン顆粒 20 %	20%1g
	ニチカイン錠 100 mg	100mg1錠
	ニフェラートカプセル 5 mg	5mg1カプセル
㊞	乳糖水和物 (結晶) 「ORY」	10g
㊞	乳糖水和物 (粉末) 「ORY」	10g
	ニュートライド錠 12.5 mg	12.5mg1錠
	ニュートライド錠 25 mg	25mg1錠
㊞	ニルジラート錠 2	2mg1錠
㊞	ニルジラート錠 4	4mg1錠
	(の)	
	ノイクロニック錠 5	5mg1錠
	(は)	
	ハイシジン錠 200 mg	200mg1錠
	ハイシジン錠 500 mg	500mg1錠
	ハイフスタン散 10 %	10%1g
	バイラプ顆粒 10 %	10%1g
	バイラプ錠 20 mg	20mg1錠
㊞	ハッカ水 「ORY」	10mL
	ハピソル錠 4 mg	4mg1錠
	ハピソルシロップ 0.08 %	0.08%1mL
	パンピオチン散 (20 %)	20%1g

	(ひ)	
	ピオト-ワ錠 25 mg	25mg1錠
	ピコスルファートナトリウム内用液 0.75 % 「タナベ」	0.75%1mL
	ピンボロン錠 4 mg	4mg1錠
	ピネロ錠 25 mg	25mg1錠
	ピラミスチン散 1 %	1%1g
㊞	ピラミスチン錠 2 mg	2mg1錠
	ヒルスカミン錠 5 mg	5mg1錠
	ビンガスト顆粒 90 %	90%1g
	(ふ)	
	VEニコチネートカプセル 100 mg	100mg1カプセル
㊞	フォルクロン錠 5	5mg1錠
㊞	プロデック錠 50 mg	50mg1錠
	(へ)	
㊞	ベストルナー錠 20	20μg1錠
	ベリンシール錠 2 mg	2mg1錠
	ベリンシール錠 4 mg	4mg1錠
	ヘルパミン錠 5	5mg1錠
	ヘルパミン錠 10	10mg1錠
	ペンクルシン錠 12 mg	12mg1錠
	(ほ)	
	ホモクリシン錠 10 mg	10mg1錠
	ポラジットシロップ 0.04 %	0.04%10mL
	(ま)	
㊞	マニジロット錠 5 mg	5mg1錠
㊞	マニジロット錠 10 mg	10mg1錠
㊞	マニジロット錠 20 mg	20mg1錠
	(み)	
㊞	ミノト-ワ錠 50	50mg1錠
㊞	ミノト-ワ錠 100	100mg1錠
	ミノペン顆粒 2 %	2%1g
㊞	ミノペン錠 50	50mg1錠
㊞	ミノペン錠 100	100mg1錠
	(む)	
	ムコトロン錠 250 mg	250mg1錠
	ムコトロンシロップ 5 %	5%1mL
	(め)	
㊞	メイント-ワ錠 2.5	2.5mg1錠
㊞	メイント-ワ錠 5	5mg1錠
㊞	メキタゼノン錠 3 mg	3mg1錠
	メキタック錠 1 mg	1mg1錠

	メナテトレノンカプセル 15 mg 「タナベ」	15mg1カプセル
㊞	メニタジン錠 6 mg	6mg1錠
㊞	メニタジン錠 12 mg	12mg1錠
	(や)	
	ヤトリップカプセル 300	300mg1カプセル
	(ゆ)	
	ユーバン錠 0.5 mg	0.5mg1錠
	ユーバン錠 1.0 mg	1mg1錠
	(よ)	
	ヨウアジュール錠 10 mg	10mg1錠
	ヨウアジュール錠 20 mg	20mg1錠
	ヨウチアゼム錠 30 mg	30mg1錠
	ヨウチアゼム錠 60 mg	60mg1錠
	(ら)	
	ラミテクト錠 125 mg	125mg1錠
	(り)	
㊞	リダックM錠 5	5mg1錠
㊞	リダックM錠 10	10mg1錠
㊞	リボラM錠 5	5mg1錠
	(れ)	
㊞	レモナミン錠 0.75 mg	0.75mg1錠
㊞	レモナミン錠 1 mg	1mg1錠
㊞	レモナミン錠 1.5 mg	1.5mg1錠
㊞	レモナミン錠 2 mg	2mg1錠
㊞	レモナミン錠 3 mg	3mg1錠
	(ろ)	
	ロキシシロマイシン錠 150 mg 「タナベ」	150mg1錠
	第2部 注 射 薬	
	品 名	規 格 単 位
	(い)	
	イオヘキソール 300 注 100 mL 「HK」	64.71%100mL1袋
	イオペリン注 300	64.71%10mL1瓶
	イオペリン注 300	64.71%20mL1瓶
	イオペリン注 350	75.49%20mL1瓶
㊞	イセシン注射液 200 mg	200mg2mL1管
㊞	イセシン注射液 400 mg	400mg2mL1管
	(か)	
	カプロシン注 2 万単位 / 20 mL	20,000単位20mL1瓶
	カプロシン注 5 万単位 / 50 mL	50,000単位50mL1瓶
	カプロシン注 10 万単位 / 100 mL	100,000単位100mL1瓶

カプロシン皮下注 2万単位 / 0.8 mL	20,000単位1瓶
(く)	
グラニセロン静注液 1mg 「B X」	1mg1mL1管
グラニセロン静注液 3mg 「B X」	3mg3mL1管
(し)	
シメチパール注射液 200 mg	10%2mL1管
(す)	
スポラミン注 20 mg	2%1mL1管
(せ)	
セフトリアキソンナトリウム静注用 0.5 g 「タイヨー」	500mg1瓶
(た)	
Ⓜ タイペラシリン注射用 1 g	1 g 1瓶
Ⓜ タイペラシリン注射用 2 g	2 g 1瓶
(ち)	
注用ワイスタール 1 g バッグ S (1g)1キット (生理食塩液100mL付)	
(に)	
20%キシリトール注シリンジ 「NP」	20%20mL1筒
(は)	
ハイトコバミンM注 500 μg	0.5mg1管
ハルトマン液—「HD」	500mL1袋
ハルトマン液 p H : 8—「HD」	500mL1袋
ハルトマン液 p H : 8—「HD」	1L1袋
Ⓜ ハンドラミン注 300 mg	300mg1管
Ⓜ ハンドラミン注 600 mg	600mg1管
(ふ)	
Ⓜ ブドウ糖注「ヒシヤマ」 20 %	20%20mL1管
Ⓜ ブランジン注用 1 g	1 g 1瓶
Ⓜ ブランジン注用 2 g	2 g 1瓶
フルタンゾール注 0.1 %	0.1%50mL1袋
フルタンゾール注 0.2 %	0.2%50mL1袋
フルタンゾール注 0.2 %	0.2%100mL1袋
(へ)	
ヘパリン Na ロック用 10 単位 / mLシリンジ 5 mL 「タナベ」	50単位5mL1筒
ヘパリン Na ロック用 10 単位 / mLシリンジ 10 mL 「タナベ」	100単位10mL1筒
ヘパリン Na ロック用 100 単位 / mLシリンジ 5 mL 「タナベ」	500単位5mL1筒

ヘパリン Na ロック用 100 単位 / mLシリンジ 10 mL 「タナベ」	1,000単位10mL1筒
Ⓜ ヘパリンナトリウム注 1 万単位 / 10 mL 「タナベ」	10,000単位10mL1瓶
Ⓜ ヘパリンナトリウム注 5 万単位 / 50 mL 「タナベ」	50,000単位50mL1瓶
ベラプリン注 10 mg	0.5%2mL1管
(み)	
Ⓜ ミノベン点滴静注用 100 mg	100mg1瓶
(も)	
モイオバミン注 300 シリンジ	61.24%50mL1筒
モイオバミン注 300 シリンジ	61.24%80mL1筒
モイオバミン注 300 シリンジ	61.24%100mL1筒
モイオバミン 300 注 20 mL	61.24%20mL1瓶
(り)	
Ⓜ リンコメイス注 300 mg	300mg1mL1管
(ろ)	
ロゼクラート静注用 1 g	1 g 1瓶
(わ)	
ワイスタール静注用 0.5 g	(500mg)1瓶
ワイスタール静注用 1 g	(1g)1瓶
第 3 部 外 用 薬	
品 名	規 格 単 位
(あ)	
アセチロール軟膏 10	10%1 g
アセチロール軟膏 20	20%1 g
アセトアミノフェン坐剤小児用 50 mg 「タナベ」	50mg1個
アセトアミノフェン坐剤小児用 100 mg 「タナベ」	100mg1個
アセトアミノフェン坐剤小児用 200 mg 「タナベ」	200mg1個
アテネレン含嗽用顆粒 0.4 %	0.4%1 g
(お)	
オフロキサシン点眼液 0.3 % 「タナベ」	0.3%1mL
オフロキサット点眼液 0.3 %	0.3%1mL
Ⓜ オリブ油 「ORY」	10mL
オールカット EW液 (0.5 %)	0.5%10mL
(く)	
クラドイド外用スプレー 0.3 %	1 g
クラドイド軟膏 0.3 %	1 g
クラドイドローション 0.3 %	1 g

(け)	
ケトテン点眼液 0.05 %	3.45mg5mL1瓶
ケトテン点鼻液 0.05 %	6.048mg8mL1瓶
ケトプロフェン坐剤 50 mg 「タナベ」	50mg1個
ケトプロフェン坐剤 75 mg 「タナベ」	75mg1個
(す)	
スプロールトローチ 2 mg	2mg1錠
(た)	
タリキサシン点眼液 0.3 %	0.3%1mL
(つ)	
ツロブニストテープ 0.5 mg	0.5mg1枚
ツロブニストテープ 1 mg	1mg1枚
ツロブニストテープ 2 mg	2mg1枚
(な)	
ナジロキサソクリーム 1 %	1%1 g
ナジロキサソローション 1 %	1%1mL
(は)	
ハイシジン錠 200 mg	200mg1個
Ⓜ 白色ワセリン 「ORY」	10 g
(ひ)	
ヒシパンチ消毒液 10 %	10%10mL
ヒシヨード消毒液 10 %	10%10mL
(ふ)	
フマルフェン点眼液 0.05 %	3.45mg5mL1瓶
(へ)	
ヘパダームゲル 0.3 %	1 g
ヘパダーム軟膏 0.3 %	1 g
Ⓜ ベルクスロン軟膏 5 %	5%1 g
(め)	
Ⓜ メリーダム液 1 %	1%1mL
Ⓜ メリーダムクリーム 1 %	1%1 g
(ら)	
Ⓜ ラミテクト外用液 1 %	1%1 g
Ⓜ ラミテクトクリーム 1 %	1%1 g
(れ)	
Ⓜ レボフロキサシン点眼液 0.5 % 「NP」	0.5%1mL



## 別表第2

第1部内用薬		規格単位				
品名						
(あ)						
アクタリット錠 100 mg 「タイヨー」		100mg1錠				
アングクロメン錠 50		50mg1錠				
(い)						
イトブリド塩酸塩錠 50 mg 「タイヨー」		50mg1錠				
(う)						
ウィットコップ懸濁用配合顆粒		1 g				
(え)						
Ⓜ エバスチン錠 5 mg 「マイラン」		5mg1錠				
Ⓜ エバスチン錠 10 mg 「マイラン」		10mg1錠				
FAD錠 5 mg 「TYK」		5mg1錠				
FAD錠 10 mg 「TYK」		10mg1錠				
FAD錠 15 mg 「TYK」		15mg1錠				
(か)						
カイマックス錠 250 mg		250mg1錠				
カイマックス錠 330 mg		330mg1錠				
カルジール小児用シロップ 2 %		2%1mL				
(く)						
クラリスロマイシンDS 10 %小児用「TYK」		100mg1 g				
Ⓜ グリメピリド錠 0.5 mg 「マイラン」		0.5mg1錠				
Ⓜ グリメピリド錠 1 mg 「マイラン」		1mg1錠				
Ⓜ グリメピリド錠 3 mg 「マイラン」		3mg1錠				
クレマスチン錠 1 mg 「タイヨー」		1mg1錠				
(こ)						
コウジン末「エシック」		1 g				
コバルタミンS錠 250 μg		0.25mg1錠				
(さ)						
Ⓜ サルボグレラート塩酸塩錠 50 mg 「マイラン」		50mg1錠				
Ⓜ サルボグレラート塩酸塩錠 100 mg 「マイラン」		100mg1錠				
(し)						
Ⓜ ジアスターゼ「ヤクハン」		10 g				
シスカルボン錠 250 mg		250mg1錠				
Ⓜ 重カマ「ヤクハン」		10 g				
Ⓜ 「純生」カフェイン		1 g				
Ⓜ 「純生」ダイオウ末		10 g				
(す)						
Ⓜ 「純生」タンナルピン		1 g				
Ⓜ シンクルカプセル 250 mg		250mg1カプセル				
シンクル錠 250		250mg1錠				
(せ)						
Ⓜ セクロダン細粒小児用 100		100mg1 g				
Ⓜ セクロダン細粒 200		200mg1 g				
セダガストン配合顆粒		1 g				
Ⓜ セチリジン塩酸塩錠 5 mg 「タイヨー」		5mg1錠				
Ⓜ セフジトレンビボキシ小児用細粒 10 % 「タイヨー」		100mg1 g				
セフポドキシムプロキセチルドライシロップ 5 % 「タイヨー」		50mg1 g				
Ⓜ セラピエース錠 100		100mg1錠				
Ⓜ セラピエース錠 200		200mg1錠				
セレギリン塩酸塩錠 2.5 mg 「マイラン」		2.5mg1錠				
Ⓜ センブリ・重曹散「ヤクハン」		1 g				
(そ)						
Ⓜ ゾルピデム酒石酸塩錠 5 mg 「マイラン」		5mg1錠				
Ⓜ ゾルピデム酒石酸塩錠 10 mg 「マイラン」		10mg1錠				
(た)						
タイメック懸濁用配合顆粒		1 g				
Ⓜ タツレキシカプセル 200 mg		200mg1カプセル				
Ⓜ 炭カル錠「タイヨー」 500		500mg1錠				
Ⓜ※単シロップ(ヤクハン)		10mL				
タンチパン配合錠		1錠				
(ち)						
チオスベン錠 25 mg		25mg1錠				
(て)						
デキサメサゾン錠 0.5 mg 「タイヨー」		0.5mg1錠				
テルダン小児用ドライシロップ 20 %		20%1 g				
(と)						
トフィルシン錠 50		50mg1錠				
Ⓜ ドプスカプセル 100 mg		100mg1カプセル				
Ⓜ ドプスカプセル 200 mg		200mg1カプセル				
トリメブチンマレイン酸塩錠 100 mg 「タイヨー」		100mg1錠				
トルバナシン錠 50		50mg1錠				
(な)						
ナボバンカプセル 5 mg		5mg1カプセル				
(に)						
Ⓜ 乳酸カルシウム「ヤクハン」		10 g				
Ⓜ※乳糖(ヤクハン)		10 g				
(の)						
ノイキノンカプセル 5 mg		5mg1カプセル				
(は)						
パロキセチン錠 10 mg 「マイラン」		10mg1錠				
パロキセチン錠 20 mg 「マイラン」		20mg1錠				
(ひ)						
ピフラミン末		1 g				
(ふ)						
ブリージン錠 25 μg		0.025mg1錠				
(へ)						
Ⓜ ヘキストラスチノン錠 0.5 g		500mg1錠				
ペラプリン顆粒 2 %		2%1 g				
ペラプリンシロップ 0.1 %		0.1%10mL				
(ほ)						
Ⓜ ボグリボース錠 0.2 mg 「マイラン」		0.2mg1錠				
Ⓜ ボグリボース錠 0.3 mg 「マイラン」		0.3mg1錠				
(む)						
ムコダイン細粒 50 %		50%1 g				
(め)						
メゼック散 10 %		10%1 g				
Ⓜ メリシン錠 50 mg		50mg1錠				
(ら)						
ラクチーム散 50 %		50%1 g				
ラベプラゾールNa錠 10 mg 「マイラン」		10mg1錠				
ラベプラゾールNa錠 20 mg 「マイラン」		20mg1錠				
(り)						
リカマイシンドライシロップ 200		200mg1 g				

㊞	リセドロン酸ナトリウム錠 2.5 mg 「マイラン」	2.5mg1錠
㊞	硫酸マグネシウム「ヤクハン」 (れ)	10 g
	レボフロキサシン細粒 10%「マイラン」	100mg1 g
	レボフロキサシン錠 100 mg「B T」	100mg1錠
	レボフロキサシン錠 100 mg「マイラン」	100mg1錠
	(ろ)	
	ロキスリッド錠 150	150mg1錠
㊞	ロサルタンカリウム錠 25 mg「マイラン」	25mg1錠
	ロサルタンカリウム錠 50 mg「マイラン」	50mg1錠
	ロサルタンカリウム錠 100 mg「マイラン」	100mg1錠
<b>第 2 部 注 射 薬</b>		
品 名 規 格 単 位		
	(あ)	
	アクチオス点滴静注用 250 mgキ ット	250mg1キ ット(生理食 塩液100mL付)
	アプシード静注 500 mg	10%5mL1管
	アプシード静注 1000 mg	10%10mL1管
	アミノトリパ 1号輸液	1.7 L1キ ット
	アミノトリパ 2号輸液	1.8 L1キ ット
	(い)	
	インダストキット点滴静注用 0.5 g	500mg1キ ット(生理食 塩液100mL付)
	(え)	
㊞	エルバシン注射液 200	200mg2mL1管
㊞	エルバシン注射液 400	400mg2mL1管
	(お)	
	オーアイエフ注射用 250 万 I U	250万国際単位1瓶(溶 解液付)
	オーアイエフ注射用 500 万 I U	500万国際単位1瓶(溶 解液付)
	(け)	
	KNMG 3号輸液	200mL1袋
	(し)	
	シアノキット注射用セット	2.5 g 1瓶(溶解液付)
	シスプラチン点滴静注液 10 mg 「マイラン」	10mg20mL1瓶
	シスプラチン点滴静注液 25 mg 「マイラン」	25mg50mL1瓶

	シスプラチン点滴静注液 50 mg 「マイラン」	50mg100mL1瓶
	シメチジン注射液 200 mg「タイ ヨー」	10%2mL1管
	(す)	
	スミフェロン注バイアル 600 万 I U	600万国 際単位1瓶
	(せ)	
	セファピコールキット点滴静注用 1 g	1 g 1キ ット(生理食 塩液100mL付)
	セフロニックキット点滴静注用 1 g	(1 g)1キ ット(生理食 塩液100mL付)
	(ち)	
	チオスベン注射用 400 mg	400mg1管
	(て)	
	デカ・デュラミン筋注 25 mg	25mg1管
	デカ・デュラミン筋注 50 mg	50mg1管
	(と)	
	トリフリード輸液	200mL1瓶又は1袋
	(ひ)	
	ピレンゼール静注用 10 mg	10mg1管(溶解液付)
	(ふ)	
	フィジオ 70 輸液	250mL1袋
	ブチルスコポラミン臭化物注射液 20 mg「タイヨー」	2%1mL1管
	ブロスコープ 150 注 200 mL	31.17%200mL1瓶
	ブロスコープ 240 注 50 mL	49.87%50mL1瓶
	ブロスコープ 240 注 100 mL	49.87%100mL1瓶
	(へ)	
	ベマカスト注	1mL1管
	ベマカスト注	2mL1管
	(ゆ)	
	ユベラ筋注 100 mg	100mg1管
	(ら)	
	ラニチジン注 100 mg シリンジ「 タイヨー」	100mg4mL1筒
	(ろ)	
	ロゼクラートキット点滴静注用 1 g	1 g 1キ ット(生理食 塩液100mL付)
<b>第 3 部 外 用 薬</b>		
品 名 規 格 単 位		
	(あ)	
	アクリノール液・コザカイ (0.2%)	0.2%10mL
㊞	アクリノール「ヤクハン」	1 g

	アルベゾン点鼻液 0.1% (い)	8.5mg8.5 g 1瓶
	インカルボン坐剤 (え)	1個
㊞	塩化ナトリウム「ヤクハン」 (お)	10 g
㊞	※オリブ油(ヤクハン) (き)	10mL
㊞	希ヨードチンキ「ヤクハン」 (く)	10mL
	クリゲンエタノール液 0.5% (W)「エビス」	0.5%10mL
㊞	グリセリンカリ液「コザカイ・ M」	10mL
	(こ)	
	5%グルコン酸クロルヘキシジン 液「ヤクハン」	5%10mL
	(さ)	
㊞	酢酸「ヤクハン」	10mL
	(し)	
	G S プラスター H 70	7cm×10cm1枚
	G S プラスター H 140	10cm×14cm1枚
	(せ)	
	セボネス	1mL
	(ね)	
	ネオ消アル「ヤクハン」	10mL
	ネリダロン坐剤	1個
	(は)	
㊞	白色ワセリン「ヤクハン」	10 g
	(ひ)	
㊞	氷酢酸「ヤクハン」	10 g
	(ふ)	
	フセツ点鼻液 0.17%	15.75mg9mL1瓶
	(ほ)	
㊞	ホウ酸「コザカイ・M」	10 g
	ポピヨードガーグル液 7%	7%1mL
	ポリヨードンガーグル兼一	7%1mL
	(み)	
	ミコナゾール硝酸塩クリーム 1% 「タイヨー」	1%1 g
	(も)	
	モクタル	10 g

(よ)		
㊞	ヨードチンキ「ヤクハン」	10mL
(ら)		
	ラベンダー油	1mL
(り)		
㊞	流動パラフィン「ヤクハン」	10mL
(れ)		
㊞	0.1%ヤクゾール水	0.1%10mL
㊞	0.05%ヤクゾール水	0.05%10mL
	0.02%ヤクゾール水	0.02%10mL
㊞	レボフロキサシン点眼液 0.5% 「トーワ」	0.5%1mL
㊞	レボフロキサシン点眼液 0.5% 「マイラン」	0.5%1mL

別表第3

第1部 注射薬

品名	規格単位
(え)	
F D Gスキャン—MP注	10MBq
F D Gスキャン注	10MBq
(む)	
無水エタノール注「フソー」	5mL1管
無水エタノール注「マイラン」	5mL1管

第2部 外用薬

品名	規格単位
(あ)	
アイノフロー吸入用 800ppm	

第3部 歯科用薬剤

品名 規格単位  
外用薬

(根管治療剤)		
アンモニア銀液		
カルビタール		
キャナルクリーナー—歯科用液 10%		
クリアエフシー	1mL	
クレオドン		
サホライド・RC液—歯科用 3.8%		
㊞ 歯科用アンチホルミン		
歯科用ホルマリンクレゾール	1mL	
歯科用ホルムクレゾール「村上」		
㊞ 水酸化カルシウム		
ネオクリーナー「セキネ」		
ベリオドン		
ホルマリン・グアヤコールFG 「ネオ」		
ホルムクレゾールFC「ネオ」		
ホルモクレゾール—歯科用消毒液 「昭和」		
メトコール		
モルホニン—歯科用液		
ヨードヨード亜鉛カントップ用消 毒液「昭和」		
(鎮痛・鎮静消毒剤)		
キャンフェニック「ネオ」		
クロロフェン		

サホライド液—歯科用 38%		
歯科用カルボール		
㊞ 歯科用フェノール・カンフル		
村上キャンフェニック		
(覆罩剤)		
ネオダイン		
バルパックV		
(軟組織消炎剤)		
クロル亜鉛液		
㊞ 歯科用ヨード・グリセリン		
ネオグリセロール		
ヨードグリコールパスタ「ネオ」		
(象牙質知覚過敏鈍麻剤)		
Fバニッシュ—歯科用 5%		
ダイアデント—歯科用ゲル 5%		
(齧蝕抑制剤)		
バトラー フローデンフォームA 酸性 2%		
バトラー フローデンフォームN 弗化ソーダ液		
弗化ナトリウム液「ネオ」		
フルオール液—歯科用 2%		
フルオール・ゼリー—歯科用 2%	2%1g	